

平成30年第2回（追加）

# 瑞浪市議会定例会議案

平成30年6月12日



## 目 次

議第 5 2 号	訴えの提起について	1
議第 5 3 号	平成 3 0 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 3 号）	2

## 議第 5 2 号

### 訴えの提起について

次のとおり、訴えを提起したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議会の議決を求める。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

#### 1 訴えを提起する相手方

住所

氏名

#### 2 事件名

差押債権取立請求事件

#### 3 請求金額

( 1 ) 金 5 5 , 0 8 7 , 4 4 9 円

( 2 ) 訴訟費用

#### 4 事件の内容

市税の滞納者に対する滞納処分のため、平成 3 0 年 2 月 1 5 日付け瑞税差第 1 7 6 号にて相手方を第三債務者とする債権の差押を行ったが、相手方より差押債権の支払が行われなかった。その後の催告にも応じなかったため、平成 3 0 年 5 月 2 1 日付けで多治見簡易裁判所へ支払督促の申立てを行った。これに対して、平成 3 0 年 6 月 1 日付けで、相手方は督促異議の申立てをしたので、差押債権取立の訴えを提起する。

なお、民事訴訟法第 3 9 5 条により、支払督促の申立てに対する督促異議がなされた場合、訴えの提起があったとみなされる。

#### 5 本件に関する取扱い

( 1 ) 本件の訴訟は、弁護士に委任する。

( 2 ) 訴訟において請求が認容されないときは、上訴するものとする。

議第 5 3 号

平成 3 0 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 3 号）

平成 3 0 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 , 6 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 , 2 7 8 , 6 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		455,053	2,600	457,653
	1 基金繰入金	427,176	2,600	429,776
歳入合計		17,276,000	2,600	17,278,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,698,219	2,600	1,700,819
	2 徴税費	184,681	2,600	187,281
歳出合計		17,276,000	2,600	17,278,600

